

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

平成30年3月15日（木）午後1時30分～午後3時40分

第2 出席者

1 公安委員会

大塚委員長、堀井委員

2 県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長
首席監察官、警察学校長、情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県警察国有物品管理規則の一部改正について

警務部長から、滋賀県警察国有物品管理規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(2) 滋賀県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規則の一部改正について

警務部長から、滋賀県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、堀井委員から「事務のスピード化・効率化が図れるので、今後も事務の見直しに努めていただきたい。」旨発言があった。

2 報告事項

(1) 平成30年度会計監査実施計画について

警務部長から、平成30年度会計監査実施計画について報告があった。

(2) 交番・駐在所の完成について

警務部長から、交番・駐在所の完成について報告があった。その際、大塚委員長から「交番・駐在所については、今後も計画的な整備に努めていただきたい。」旨発言があった。

(3) 平成30年2月中における情報公開請求等の状況について

警察から、平成30年2月中における情報公開請求等の状況について報告があった。

(4) 平成30年2月末の犯罪情勢について

生活安全部長から、平成30年2月末の犯罪情勢について報告があった。

(5) 警察署連絡所の設置等について

生活安全部長から、警察署連絡所の設置等について報告があった。

(6) 平成30年2月末の交通事故発生状況について

交通部長から、平成30年2月末の交通事故発生状況について報告があった。その際、堀井委員から「今後、交通違反や事故の増加が懸念されることから、取締りの強化に努めていただきたい。」旨、大塚委員長から「年間の交通事故等の抑止目標に向けて、効果的な対策に努めていただきたい。」旨発言があった。

(7) 偽装事故による多額保険金詐欺の事件終結について

交通部長から、偽装事故による多額保険金詐欺の事件終結について報告があった。

3 その他

(1) 安全運転サポート車の普及啓発に関する協定について

交通部長から、安全運転サポート車の普及啓発に関する協定について報告があった。

(2) 守山市内における死体遺棄事件の発生と捜査本部の設置について

刑事部長から、守山市内における死体遺棄事件の発生と捜査本部の設置について報告があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

首席監察官から警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、15件について行政処分を決定した。

(2) 行政不服審査法に基づく審理経過調書について

警察から、行政不服審査法に基づく審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(3) 行政不服審査法に基づく決裁書について

警察から、行政不服審査法に基づく決裁書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部改正について

警察から、滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正について

警察から、滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 滋賀県公安委員会から指定された犯罪被害者等早期援助団体としての名称・代表者等の変更の届出について

警察から、滋賀県公安委員会から指定された犯罪被害者等早期援助団体としての名称・代表者等の変更の届出について報告があり、これを了承し

た。

(7) 教習資格認定申請の不認定について

警察から、教習資格認定申請の不認定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(8) 平成26年滋賀県公安委員会告示第5号の一部改定について

警察から、平成26年滋賀県公安委員会告示第5号の一部改定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(9) 水上安全指導員の選考について

警察から、水上安全指導員の選考について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(10) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について

警察から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告の運用状況について報告があり、これを了承した。

(11) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231